

3 医国第 31177 号
令和 3 年 8 月 2 日

各関係団体 御中

香川県知事 浜田 恵造

感染拡大防止集中対策期における対策について

全国では、東京都を中心とする首都圏をはじめ、近隣県を含む多くの地域でこれまでにないスピードで新型コロナウイルスの感染が拡大している中、本県の感染状況は、7月下旬まで一桁で落ち着いていた新規感染者数は、7月28日に33人となって以降、30日に43人、31日に34人、昨日は28人と急増しており、昨日までの直近1週間の累積新規感染者数は172人、先週1週間との比較では5.5倍と高い指数を示しています。

県内の感染拡大リスクが一層急激に高まり、まさに今、「感染急増段階」に入ったと言わざるを得ず、このまま感染の急拡大が続き、感染者数が累増していくことになれば、医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率も必然的に高まり、県内の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、ワクチン接種の円滑な実施や、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれがあります。

このため、7月31日から「感染拡大防止対策期」に対策期を引き上げたところではありますが、さらに警戒レベルを引き上げざるを得ないものと総合的に判断し、香川県対処方針に基づき、8月3日から31日まで、「感染拡大防止集中対策期」に位置づけることといたしました。

「感染拡大防止集中対策期」においては、人の動きが活発化する夏休み期間中の感染の急拡大を食い止めるため、県民の皆さん、特に若い世代の方々には、デルタ株の出現によってこれまでとは変わり、感染及び重症化リスクが高まっていること、感染後の重い後遺症に苦しんでいらっしゃる方がいるということをご理解いただき、大切な家族や友人、仲間に感染させることがないよう、不要不急の外出そのものについて慎重に検討するとともに、外出、会食が必要な場合でも、極力、家族や普段会う人と少人数・短時間で対応し、県境をまたぐ移動を避けていただくなど、「2021 夏休み期間中の感染拡大防止行動」を強く意識して実践していただきますよう、重ねてお願ひいたします。

つきましては、貴職におかれまして、『知事から「感染拡大防止集中対策期」における県民の皆さんへのお願ひ』(資料1) 及び感染拡大防止集中対策期における対策(8月3日以降)について(資料2)の貴団体の職員の皆様及び関係先への周知並びに感染防止対策の徹底につきまして、御協力をお願ひいたします。